

令和4年第4回

教育委員会定例会会議録

令和4年4月6日

令和4年第4回教育委員会定例会会議録

令和4年4月6日（水）

出席者（5名）

教育長 貝ノ瀬 滋
委員 富士道 正 尋
委員 松原 拓 郎

委員 畑 谷 貴美子
委員 櫻 井 正 治

欠席者（0名）

出席説明員

教育部長、調整担当部長
伊 藤 幸 寛
総務課長 宮 崎 治

学務課長 久保田 実

指導課長 長谷川 智 也

三鷹市立三鷹図書館長
大 地 好 行
教育部理事（スポーツと文化部調整
担当部長、三鷹中央防災公園・元気
創造プラザ総点検担当部長、生涯学
習課長） 高 松 真 也

総合教育政策担当部長、教育政策推
進室長 松 永 透
総務課施設・教育センター担当課
長、教育政策推進室デジタル活用担
当課長 田 島 康 義
学務課教育支援担当課長、指導課統
括指導主事、指導課支援教育担当課
長 星 野 正 人
指導課教育施策担当課長、統括指導
主事、教育政策推進室個別最適化担
当課長 齋 藤 将 之
指導課指導主事 門 田 剛 和

教育部参事（スポーツと文化部スポ
ーツ推進課長） 平 山 寛

事務局職員

副参事 福 島 学

主事 千 葉 優佳子

令和4年第4回教育委員会定例会
議 事 日 程

令和4年4月6日（水）午後3時30分開議

- 日程第1 議案第9号 令和4年度事業計画の承認について
- 日程第2 議案第10号 三鷹市教育委員会請願処理規則等の一部改正について
- 日程第3 議案第11号 三鷹市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正について
- 日程第4 議案第12号 教育長の国立大学法人兵庫教育大学客員教授の兼職について
- 日程第5 教育長報告

午前 3時33分 開会

- 貝ノ瀬教育長 ただいまから令和4年第4回教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録署名委員は、富士道委員にお願いをいたします。
それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 議案第9号 令和4年度事業計画の承認について

- 貝ノ瀬教育長 日程第1 議案第9号を議題といたします。

(書記朗読)

- 貝ノ瀬教育長 提案理由の説明をお願いいたします。伊藤部長。

- 伊藤教育部長 議案第9号 令和4年度事業計画の承認についてご説明いたします。

本事業計画は、第2回定例会でご承認をいただきました基本方針と3月の市議会定例会で議決された令和4年度予算の内容を踏まえて作成したものです。まず2月に教育委員会として基本方針を定めて、その後、予算を議決されたら事業計画もお諮りするという流れになります。

本日は、お手元に参考資料としてお配りしているA3判の議案第9号参考資料1をごらんいただきたいと思います。多岐にわたりますので、基本方針の改定に伴う事業などを中心にポイントを絞ってご説明させていただきます。

1ページをごらんください。左側が令和4年度、右側が令和3年度となっております、2月にご承認いただきました基本方針の改定箇所、見直した箇所についてはグレーの網かけ、このページにはありませんけれども、黄色の網かけが事業計画の見直しのポイントとなっております。

4ページをお開きください。まず、基本方針の構成について改めて確認をさせていただきます。上段の囲みに記載しておりますけれども、目標ⅠからⅤまでが学校教育に関するもの、目標Ⅵが生涯学習、目標Ⅶが図書館に関するものです。それぞれ目標に対して重点施策、それから事業計画というような形で記載をしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、目標Ⅰから順次、事業計画のご説明をさせていただきます。

1、コミュニティ・スクールの機能の充実についてです。事業計画では、①コミュニティ・スクール委員会における協議の充実につきまして、児童・生徒の意見を踏まえた協議の充実ということを明示いたしました。

また、②「コミュニティ・スクール委員会ハンドブック」等による委員の役割の周知、啓発ですが、これは5ページを見ていただきますと、令和3年度の⑤の内容を整理したものです。令和4年度については、特に目標Ⅰというところが顕著なんですけれども、基本方針をかなり見直しましたので、それに伴いまして事業の記載位置の変更等もございまして、それで見た感じではかなり黄色が多くなっているんですが、中には時点修正等を行って位置を変更したものもありますので、そうしたものはご説明は割愛をさせていただきたいと思っています。

戻りまして、5ページの令和3年度の⑧と⑨ですけれども、これらは事業終了に基づく削除となります。

次に、2の地域人財の育成と協働の推進です。5ページの下のところをごらんいただきたいんですけれども、②の地域との協働によるスクール・コミュニティカレンダーの作成につきましては、今年度、学園カレンダーからスクール・コミュニティカレンダーに拡充するため記載をしたものです。

⑥については、中学校の部活動ですけれども、次のページにわたって記載がありますが、3年度末に中学校部活動の在り方に関する検討委員会の中間のまとめが行われました。「地域部活動」への移行を見据えた中間のまとめを踏まえて、今後の方向性を明示したところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。3のコミュニティ・スクールの充実に向けた支援体制の整備です。③コミュニティ・スクールにおける支援や活動に関する新たな実施体制についての検討、実証という事業を加えております。連雀学園、にしみたか学園、鷹南学園を対象として事業を実施する予定です。

また、この事業には「点検・評価対象事業」という記載があります。ご案内のとおり、地教行法に基づく点検・評価ですけれども、この対象事業につきまして、事業計画欄にその旨を記しているところです。今回資料が多くて恐縮なんですけど、参考資料2として一覧表もつけております。重点事業ですので、こうした一覧表についても適時ごらんいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

点検・評価の対象事業ですけれども、6ページを見ていただきますと、令和3年度、右側は「事業計画」という文言の横に記載して、全体が大きな項目で点検・評価の対象事業というのを定めていたんですが、令和3年度の点検・評価に当たって、学識者からももう少し事業を絞ってはどうかというご意見がありました。より明確に評価対象事業をしていくということからすれば、可能な限りこうした事業単位で絞り込んだ形で評価対象事業を定めていくと。このような見直しを行ったところです。これは共通しております。

それから次に、目標Ⅱです。1の小・中一貫教育の拡充と発展です。7ページをごらんいただきたいと思っております。まず、グレーの網かけ(3)ですけれども、こちらは基本方針の中で、多様な教育方法による個別最適化された教育の推進を追加しました。このことによりまして、具体的な事業計画を記載しております。

8ページ。⑫から⑯までが追加となっております。多くは、時点修正を図りながら記載位置を変更したものですけれども、⑭をごらんください。新規事業の実施に当たりまして、民間の教育機関の共同研究による「興味開発」に特化した探究的な学び、こうした新たな事業を記載しているところでございます。これは追加です。

次に、2の知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実です。事業計画は9ページになります。事業計画の下から3番目の項目、網かけしてあるところですが、追加です。授業改善推進拠点校事業ですけれども、国や東京都の調査等を活用しまして、指導と評価の一体化による授業改善を組織的に推進するモデル事業です。こちらを第五中学校で実施いたします。

次に、10ページをお願いいたします。上から4番目の項目、網かけのものですけれども、デジタル・シティズンシップ（情報技術の利用における適切で責任ある行動規範）についてです。その意義等の理解の周知を図るとともに、全学園において子どもも大人も当事者として熟議を行い、その結果を踏まえて、「三鷹市デジタル・シティズンシップ指針」、仮称ですけれども、策定・運用を行うということを記載しております。

次に、11ページになります。上から3番目の項目です。オリンピック・パラリンピックの関係ですけれども、オリパラは終了しましたので記載を一部整理しておりますが、今後、プロスポーツ選手やオリンピック・パラリンピアンと子どもたちとの交流会を行うなど、レガシーとして継続する取組について記載をしております。

また、同じページの最後の項目ですけれども、食育研究指定校です。市内の農産物の活用を図るため、三鷹中央学園の3校、第三小学校、第七小学校、第四中学校を新たに指定して食育研究を実施いたします。

次、少し飛びまして、14ページをお願いいたします。5の教育支援の充実についてですけれども、事業計画の中の①の上から4番目、黄色の網かけの二つ目ですけれども、全学園に校内通級教室の拠点校を設置するため、鷹南学園中原小学校とおおさわ学園羽沢小学校を新たに拠点校といたします。

また、同じページの下から2番目の項目ですけれども、医療的ケアが必要な児童・生徒に対する支援について明示するとともに、通常の学級において、発達障がい等のある児童・生徒への支援を強化するため、新規に発達障がい等教育支援員を配置いたします。

次に1ページ飛びまして、16ページをお願いいたします。ここから目標Ⅲです。1番の学園長・校長の学校経営ビジョンに基づく特色ある学園・学校づくりの推進です。下から2番目の網かけの項目ですけれども、児童・生徒の意見を踏まえた学校運営の充実ということを明記いたしました。

次に、2の三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成、これは17ページになります。具体的な事業計画については、18ページをお開きください。⑤、「点検・評価対象事業」と書いてありますが、学校における働き方改革です。その中で3番目、網かけの項目ですけれども、部活動の地域移行を見据えた一部展開ということを追記しております。

次に、19ページですけれども、3の三鷹教育・子育て研究所の活用です。②ですけれども、「三鷹のこれからの教育を考える研究会」から最終報告を受けたことによりまして、この報告を踏まえた各学園・学校における熟議や教員による政策提言の実施について記載をしているところです。

次に、その下、目標Ⅳになります。1の子どもの安全・安心の確保ですけれども、事業計画は21ページをお開きください。上段の③、学校給食費の公会計化に向けた準備を追記しています。令和5年度の運用開始に向けて、今年度、課題を整理し準備を進めていくことといたします。

次に、同じところの④ですが、学校給食の充実と運営の効率化では、給食調理業務の民間委託について記載をしております。令和4年4月からの民間委託につきましては第三中

学校、残る第五小学校についても、令和5年4月からの委託化に向けて準備を進めます。このことによりまして、市内全校での委託化が完了する見込みとなっております。

また、⑥ですけれども、小・中学校におけるPCR検査の支援について追記をしています。

次に、2の防災都市づくりに向けた安全で快適な学校環境の整備ですが、22ページをお開きください。②として学校トイレ改修工事、③では学校の空調設備改修工事、④では特別教室等空調設備の更新等の工事を実施いたします。経費のかかる事業、それから年度をまたぐ事業ですので、計画的な実施が求められるところです。

また、⑧ですけれども、国立天文台周辺のまちづくりを新たに追加しております。市長部局との連携により実施する事業ですが、土地利用基本方針を踏まえた羽沢小学校の移転等に向けて、検討をしっかりと教育委員会としても行うこととしております。

次に23ページ、右側のページですけれども、4のデジタル技術を活用した魅力ある教育環境の整備と利活用です。事業計画の①、デジタル技術による変革に対応するための教育の充実についてです。こちらは内容的には24ページをお開きいただきたいと思います。一番上のところに、情報モラル教育用教材の導入を加えています。

また、2番目の項目ですけれども、児童・生徒1人1台の学習タブレット端末の効果的な活用に資するため、電子黒板機能付き短焦点プロジェクタを全学校の普通教室に導入・整備いたします。

また、②の教育用コンピュータ機器の利活用と運用管理の実施については、全教室におけるマイク・タブレットスタンドの整備など、オンラインの授業配信も含む教育用コンピュータ機器をより効果的に活用するための環境を整備いたします。

次に25ページをお願いいたします。5の児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保です。

②として、児童・生徒数の増加等の見込みに伴う増教室改修工事の実施について追記しております。

その下の6、校外学習施設「三鷹市川上郷自然の村」の効率的な運営の推進については、さらなる新型コロナウイルス対策を徹底することを事業計画の中で記載しております。

次に、26ページをお開きください。目標Vとなります。1の地域社会の拠点としての学校づくりの推進です。ここでは事業計画の②ですけれども、「学校3部制」構想の具体化に向けた検討・取り組みを追加しております。全体が点検・評価対象事業となります。具体的な事業としては、第2部以降に普通教室の活用を図るためのシャッター付きロッカーの整備や、学校3部制の制度設計に向けた施設、ルール、運営体制等に関する調査、27ページに行きますけれども、地域の共有地「コモンズ」、地域社会の拠点として学校が有する諸機能のさらなる発揮に向けた検討などが事業の内容となります。

次に、2の学校を拠点とした子どもの安全・安心な居場所づくりの推進です。こちらは学校3部制の2部に関連して、事業計画では②から⑥までを追加しています。

②は、市長部局と連携した地域子どもクラブ等で活用可能なプログラムの開発です。

それから、③、④については、何回か出てきていますが、中学校部活動の在り方の検討

と地域人財との連携という内容になります。

⑤についても放課後の活動ですけれども、地域の方が主体となり、農業を題材にした商品開発、販売を行う活動の支援を通して中学校における放課後活動の知見の蓄積を図るといふものです。

また、⑥は第六小学校を予定していますけれども、教員の新たな執務空間の整備というものを新規事業として追加しております。

次に28ページ、4、NPO・企業・大学・研究機関などとの連携ですが、事業計画の⑤として、国立天文台と一層連携した特色ある学びの検討を追加しております。

次に、目標Ⅷになります。こちらは図書館です。1の「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進です。29ページになります。利用者サービスの向上のため、事業計画①の下二つの項目、図書館の開館時間延長等に向けた検討と図書館オリジナルグッズの作成・販売を追加しております。

次に、2の読書活動の推進ですが、こちらは30ページ、③です。学級文庫の配送方法の変更を検討するため、学級文庫の運用方法の検討の項目を追加しました。

最後に、3の図書館のサービス向上のための取り組みですが、こちらは31ページ、事業計画①、みたか電子書籍サービスの充実といたしまして、電子雑誌サービスを導入するとともに、電子書籍サービスの使い方講座を開催することとしております。

駆け足ですけれども、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○貝ノ瀬教育長 お疲れさまでした。以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。富士道委員。

○富士道委員 この中身については既に検討をして完成をしてきて、さらに今回、財政的なきちっとしたバックもついたということで、いよいよこれからどう具体化するかがというのが一番大きな問題になるのではないかなと思っています。特に今回、目標のⅠからⅢというのは、教育委員会としてやっていくということとプラス、学校の中でそれをさらにどう具現化して、充実をさせて推進していくかということが一番重要なことと考えています。従いまして、こういう大きな箱を用意しました、中身を入れる容器は用意した。けれども、何をどう具体的に入れていくのかという点では、当然、学校の規模であったり、地域性であったりとか、様々な要素によって校長先生の学校経営の、まさしくそれが手腕といひますか、味つけがそこで出てくるんだろうなと思っています。

今日はちょうど教育課程届けの資料を頂戴していますが、これは質問というより意見として申し上げたいんですが、教育課程にこういうような目標をきちっとリンクしていく。そして、より具体的な中身として、各学校で実施されることを、ぜひこれは期待をしたいと思っておりますし、単にこういう目標をつくりましたで通過するだけではなくて、ほんとうにそれが教員また子どもたち、さらに保護者もしっかり理解をしていただきながら、どう具現化していくのか。そんなことをぜひまた周知をお願いして、また指導もお願いしたいと思っています。手術は成功したけれども患者が亡くなったというのは一番まずいパターンでありまして、ぜひこれは何のためにやるのかという手段と目的を混在しないように、ここはしっかりやっていただけることを期待しています。

以上です。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。当然といえば当然のお話なんですが、とても大事なことでありますので、ぜひ担当はよろしくお願ひしたいと思いますが、今富士道委員からもありましたように、まず、この中身について方針、そして計画について各学校でどれだけ、校長先生レベルだけじゃなくて、第一線の先生方も一定の理解と実践に結びつく考え方をしっかり持つてもらふ必要があると思いますので、そこでやはり周知、啓発、理解について、ペーパーを配って終わりじゃなくて、さらなる工夫、改善をお願ひしたいと思います。手術は成功したけど、または手術も成功しないで、患者は亡くなったというのでは、これでは話になりませんので、ぜひその辺のところ、よろしくお願ひいたします。

齋藤課長、一言お願ひします。

○齋藤指導課教育施策担当課長 頑張ります。

○貝ノ瀬教育長 よろしくお願ひをいたします。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

○畑谷委員 今、富士道委員さんがおっしゃったのと同じことなんですけれども、特に今回、学校3部制をうたっていますし、コミュニティ・スクールが立ち上がったときもそうだったんですけれども、この3部制について、地域で、保護者でいろいろな活動をされている方がいらっしゃいます。松永さんは一生懸命説明してくださっているんですけど、その方たちがまだよく理解できていなくて、私も地域の方に説明するんですけど、ぜひ、この取組の中でしつこいぐらい説明をしていただきたい。それから地域で理解しても、各学校の校長先生によってすごい温度差があります。今までも、地域未来塾にしても同じで、各学校の取組のやり方が銘々違うんです。その辺を、特に関わる先生方に考え方を統一していただきたいなというのは地域で活動している人間としてはすごく思います。何度も説明をお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○貝ノ瀬教育長 これも富士道委員と同じ、関連しての畑谷委員のお話ですけども、松永部長、一生懸命頑張っていたいただいています、やっぱり学校の現場は校長に頑張ってもらわなきゃいけないですね。ですから、まず校長がしっかりそしゃくしてもらふことが必要ですので、今、お話があったように、何度もという話ですけども、理解を確認しながら、すぐ分かる人は分かるんだけど、なかなか分からない人もいますので、よくその人に合った分かりやすい話で、ぜひ一般の先生方、そして保護者の方々にも知らせてもらうという、そういうことをお願ひしたいと思いますし、ホームページの活用も、それから様々な市報もそうですけれど、あらゆる手を使って理解をしてもらうという努力を、それによって事業が成功するかしないかというのは決定的ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

何かございますか。

○松永総合教育政策担当部長 一つは、今回、事業計画の中で言うと19ページになるんですけども、三鷹のこれからの教育を考える研究会の最終報告を踏まえて、各学園・学校での熟議、それから教員による政策提言ということで、先生方を巻き込んだ形でいろいろなことを進めていく予定で今動いております。そういった中で、校長先生の理解はも

ちろんなんですけれども、動かしていく先生方を巻き込めるような形で取り組んでいきたいと考えています。

○貝ノ瀬教育長 熟議、大事ですね。

○松永総合教育政策担当部長 はい。

○貝ノ瀬教育長 ほんとうにそう思います。コミュニティ・スクール委員会もPTAも、ぜひ熟議をやっていただくように、よろしくお願いしますね。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。松原委員。

○松原委員 こういう事業計画とか基本方針とかを見たときに、例えば今みたいに、それぞれの先生方を巻き込んで話をするとき、実際にはこういったものに真剣に目を通す方がどれだけいるかといったら、なかなかいないのが実情だと正直言って思うんです。また、読んでも字が多くて、老眼にはきつみみたいな感じになってくるというのが実際のところだと思うんですよね。例えば松永部長とかも、求めていることというのは、これの細かいことを覚えてくれじゃなくて、その理念をきちんとつかんでくれという、大づかみな理念をつかんでもらうことというのが大事だと思うんです。

ちょうど先日、着任式に参加させていただいて、宣誓、見ていましたけれども、あそこで憲法尊重擁護とか宣誓するじゃないですか。それぞれの先生方が宣誓されたり、またそれを見ているときに、こういうものとどれぐらいつなげてやっているのかなというのが、ちょっとどうなのかなというふうに素朴な疑問で思ったんです。

この基本方針、事業計画の1ページの最初のところにも、最初に基本法があって、憲法があって、個人の尊厳とかがあって、例えばコミュニティ・スクールとかスクール・コミュニティとかも、多分、最終的には個々の子どもたちのウェルビーイングというのが頂点にあって、個人の尊厳があって、それを実現するためのこういう細かい基本計画だったり働き方改革であったりと、そういう順番だと思うんです。そういう、理念って抽象的ですけど、でもすごく大事なものだと思っていて、特にこういう字がたくさんあるものを理解するときには、その理念の大事さを納得してもらうことが大事だと思うので、そういった個々のことについて、各論について熟議をするというのもすごく大事ですけども、どこかでその理念というものをもう一回思い出すという工夫があると個人的にはうれしいなというような感じがしました。ほんとうに感想程度で申し訳ありませんが。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。今も大事な話で、教育は特に理念というか、ビジョンとか、テーマとか、理想とかというのが非常に大事ですので、例えば何々の法律に書いてあるからこれやりなさいとか、やるの当然でしょうとかって、これは行政マンとか実務家はよく言いますけど、教育はそうじゃないんだよね。教育はやっぱり理念、理想、これを語って心を動かすというか、そこから始まる。

だから、どうしてもそれを理解してもらうためには、法律に書いてある、何という法律の何条ですからとか、基本方針のどこに書いてあるからやるんだよとかって、これじゃすぐ1分ぐらいで終わるけど、理想を語っていると、だから話が長くなるんだよね。ほどほどは必要ですけど、理念は大事だということですので、教育論で語っていくと。制度論とか法律論とかというだけじゃなくて、それももちろん大事だけど、その前にやはりおっ

しやるように、法律家の方がそういうふうにおっしゃってくれたというのは非常に心強い話ですけど、やっぱりそういう理想とか、理念とか、ビジョンをしっかりと語って、心に響くように事業を進めていくということに努力したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

櫻井委員も一言お願ひします。

○櫻井委員 私も、これがほんとうにだんだんいろいろな皆さんのご意見が入ってすばらしいものになってきていると思うんですね。今日の会のためにずっと読み込んでくると、すごく細かいところを詳しく網羅されているんですけども、流れというか、一番三鷹市が求めているものとか、三鷹市教育委員会が目指しているものというのが大体見えてくるんですね。ですので、今、ご意見があったように、現場の校長先生はもちろんなんですが、先生方にも読み込んでいただいて、三鷹市が教育委員会として求めている目標みたいなものを理解していただくということはすごく大事だと思うので、なるべくそういう、先生方いろいろ大変忙しい、コロナのこともあるし忙しいとは思いますが、こういうものをしっかりと目を通していただけるような環境をつくっていただけたらと思っています。その辺のところをご説明というか、お話をさせていただけたらと思います。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。方針とか理想、理念をしっかりとご理解いただくというのは、第一線の先生方にとっても、これはやっぱり本務だと思いますので、何のためにやっているのかということが分かった上で日々の授業実践があると思いますので、そういう意味では、第一線の先生方にも届くような、そういう工夫を、今までもしてきているとは思いますが、さらに進めていただくということでお願ひをしたいと思います。

ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第9号 令和4年度事業計画の承認については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第10号 三鷹市教育委員会請願処理規則等の一部改正について

日程第3 議案第11号 三鷹市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正について

○貝ノ瀬教育長 委員の皆様にお諮りいたします。

日程第2 議案第10号及び日程第3 議案第11号の議案については、関連議案ですので一括して審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。議案第10号及び議案第11号を一括して議題といたします。

(書記朗読)

○貝ノ瀬教育長 提案理由の説明をお願いいたします。宮崎総務課長。

○宮崎総務課長 三鷹市教育委員会請願処理規則等の一部改正について、それから三鷹市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正についてにつきましては、押印の廃止、押

印の見直しという点で関連しておりますので、一括してご説明さしあげます。

まず、5ページの三鷹市教育委員会請願処理規則等の一部を改正する規則でございますけれども、こちらは三鷹市教育委員会請願処理規則、それから三鷹市教育委員会公印規則、三鷹市立学校施設の開放に関する条例施行規則及び三鷹市立図書館の管理運営に関する規則の一部改正を一括して行うものでございます。

それから、33ページに移りますけれども、33ページにつきましては、三鷹市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する訓令の改正文となっております。この規則や訓令は、令和2年5月より国において実施している押印の見直しに伴いまして、三鷹市でも全体として同様の見直しを行っておりまして、令和4年4月1日において特例規則を、要するに個々の規則を改正することなく、取り扱いについて別途、市の規則を定めたものでございますけれども、その特例規則を制定したことを受けて、教育委員会として提案するものでございます。

改正内容といたしましては、主に押印を廃止するもので、例えば様式から丸印というか、印のマークを取るということが主でして、これが通常ですと、認め印を押すという、そういう慣例的に行われていたようなものが多々ありましたので、そういったものを見直すというところでございますけれども、10ページをお開けいただいでよろしいでしょうか。こちらは三鷹市教育委員会請願処理規則なんですけれども、第2条にありますように、市議会の請願と同様に、請願者の請願書への押印について、署名または記名押印の選択制としたものもでございます。

また併せまして、所要の規定整備、それから様式の見直しも含めて行ったものでございます。いずれも、市の規則と合わせて令和4年4月1日から適用するというものでございます。

以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様のご質疑をお願いいたします。松原委員。

○松原委員 原案に異議があるわけでは全くなくて素朴な疑問なんですけれども、今の10ページのところで、「署名又は記名押印」というのは、この辺は多分、団体、法人を想定して記名となっていると思うんですけれども、法人名のスタンプをぽんと押すみたいな、そういうことだと思えるんですけれども、法人の場合も押印って必要なんですかねというのが。それはどうなんですか。

○貝ノ瀬教育長 宮崎課長。

○宮崎総務課長 法人の場合は、例えば社判であるとか、それから代表者の印を押している例がありまして、そういったことを想定しております。

○松原委員 いわゆる自然人じゃないから、やっぱりちゃんと一段階慎重にするという趣旨ですか。

○宮崎総務課長 はい、そうでございます。

○松原委員 分かりました。ありがとうございます。

○貝ノ瀬教育長 補足を含めたご質問をいただきまして、ありがとうございました。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。富士道委員。

○富士道委員 押印をなくすというのは、国の大きな行政改革の流れの中ですから当然だろうと思います。これに関わっている話なんです、学校の中で、例えば保護者との間で印鑑をなくすという、文科省からもそういう通知が出ていたと思うんですが、今実態としてはどうなっているかお分かりでしょうか。突然聞いてしまって申し訳ないんですが、現状としてはもうなくなっているものはないのかという。

○貝ノ瀬教育長 どの程度使われているか。もうなくなって既に押印をするような、そういうものはないかどうか。むしろお子さんを学校に通わせている人のほうがいいのかも分かりません。齋藤課長。

○齋藤指導課教育施策担当課長 現在、通知表などは学校から保護者に渡って、保護者が押印して戻すという形ではなく、毎学期発行しているので、通知表はもう押印欄などはなくなっている状況でございます。

○貝ノ瀬教育長 ほかの書類で何か判こを求められることはありますか。齋藤課長。

○齋藤指導課教育施策担当課長 いわゆる健康カード、保健関係のものは、まだ押印欄が残っているものなどもございます。

○貝ノ瀬教育長 富士道委員。

○富士道委員 例えば、宿泊なんかで保護者が参加をさせるというのを、それも今、押印なんかはなくなってきているんでしょうか。

○貝ノ瀬教育長 門田指導主事、どうぞ。

○門田指導課指導主事 自然教室に関しましては、アレルギー関係、児童の健康に関するものに関しては押印を残してあります。

○富士道委員 まだ残っているということね。

○貝ノ瀬教育長 残っているんだね。それに関して何か。

○富士道委員 いや、なかなか難しいんですよ。とにかく国はなくそうと言っているながら、では、子どもが自分で自分の判断でサインして持ってきたらどうなるか。ただ、これも逆に、子どもが判こだったらすぐ押せるだろうと実は国の中でも議論があったようなんですが、なかなかこれは難しいと思います。だから全てなくせということを私言っているつもりはないんですが、何せ子どもの命を預かるものですから、関わるものですから、安易になくしていいのかどうか。逆にきちっと保護者にも了解を得た上で、つまり、国も市もこういう流れで今なくなっている、そういう流れの中で、唯一学校の中だけ特別に残っているというのはまずいでしょうけれども、そこはどう現実の中でうまく対応を柔軟にしていけるかというのは今後の課題かな。これはちょっと離れてしまって申し訳なかったんですが、これに付随して質問をさせていただきました。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。いや、申し訳ないことはありませんよ。ちょうどこれ、いいテーマで、学校の中で議論してもらおうといいですよ。PTAも含めてほんとうに必要なのかどうかということで議論してもらおう。何でも教育委員会が上意下達で一斉になくせとか残せとかというんじゃなくて、必要だったら残さなきゃいけないし、必要なければなくしてもいいし。それは現場、学校で議論してもらおうということで、ぜひ、そ

の点お願いしたいと思います。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

○櫻井委員 今の、また戻りますけど、私、歯科医師なので、治療のすすめというのを学校での健診の後に出しているんですけども、それを保護者が治療しましたと出すことがあるので、医科の先生も歯科のほうも、私印の判こを押したりして出しているんですよね。その辺のところと、最初の法人の押印もそうでしょうけれども、そういうのというのは今どうなっていますかね。

○貝ノ瀬教育長 ああ、健診でね。

○櫻井委員 健診の後に、例えば虫歯がありますと。治療を受けてくださいと出して出すんですけど、それを戻してくるときに、医科の先生や歯科が医院で治療しましたよという判こを押して出さないと、勝手に保護者が治療したと言って出すケースもあるというので、ちゃんと判こを押してくださいと言われていたんですけども。

○富士道委員 それは残っているということですよ、まだまだ。

○櫻井委員 だから、そういったこともありますので一概になくすというのも難しいのかなと。

○貝ノ瀬教育長 一概になくすというのはいかがなものかということですね。まあ、そうですね。

○松原委員 判こって何のために法的にあるかといったら、まずは原本性の確認ですよ。偽造の防止で。ほんとは実印を想定しているのがもともとだと思うんですけども、自分の判この押されているものというのは、それはその人の文書に間違いなだろう、偽造じゃないだろうという話で、なので正直言うと、認め印のものというのは、あまり意味がないんです。その辺で買えるやつというのは、法的な意味ではあまり意味がない。だから、認め印ってばんばんやっているものについては廃止していてもいいでしょうみたいな話なんですけれども、あとは、その趣旨からいったら、偽造であってはならないものについて、なるべく偽造を防止するための方法として、法的な意味はないけれども、判こをあえて残すというのは、それはあり得ると思います。ですので、そこはケース・バイ・ケースで、学校の書類で原本性が問題になるものとかはそんなにないと思うので、ほとんどは廃止でいいと思うんですよ。

ただ、今みたいな、例えば医療関係のものとか、慎重な作成が必要とされるものについては残すというのは、それは全然、今の廃止の流れと両立するものだと思いますし、残さなくちゃいけないものはあると思うので、別にそれがサインでもいいとは思いますが。サインでも印でもいいと思いますけれども、そういうワンステップ、それを残すというのは全然あっていいと思いますから、形式的に全部なくそうというのは間違っているかなとは思いますが。

○貝ノ瀬教育長 形式的にならないということね。指導要録なんかは、あれは記入した人については、やっぱり判こを押しているよね。

○富士道委員 押していますね。

○貝ノ瀬教育長 指導要録ね。それから、卒業証書などは校長先生の公印を押している

よね。そういう、今、松原委員さんがおっしゃったようなことに、機械的にならないように、必要性をよく考えてやってもらうということだね。宮崎課長。

○宮崎総務課長 1点補足させてください。押印の廃止というのは基本的に、全ての押印を廃止するというよりも、まさに先ほどちょっと説明したんですけれど、認め印を押しているような形式的な押印、行政マンとすれば、判を押させるという行為に何か歯止めがかかるというふうな理解がありまして、それで押印というのが一般的にされているという現実はあります。ですから、認め印であるよりは、多分サインをしたほうがより原本性が担保されるのかなと思っていますので、押印の廃止についても、押印というものを全て廃止するというのではなくて、形式的なものについては廃止するという方向で考えております。

○貝ノ瀬教育長 よく分かりました。ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

ほかにご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第10号 三鷹市教育委員会請願処理規則等の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 三鷹市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第12号 教育長の国立大学法人兵庫教育大学客員教授の兼職について

○貝ノ瀬教育長 日程第4 議案第12号を議題といたします。

(書記朗読)

○貝ノ瀬教育長 提案理由の説明をお願いいたします。宮崎課長。

○宮崎総務課長 それでは、43ページをお開けください。教育長の国立大学法人兵庫教育大学客員教授の兼職についてでございます。

こちらにつきましては、令和3年6月、第6回の教育委員会定例会で承認を得ました同大学の客員教授の兼職ですけれども、44ページをお開けいただけますでしょうか。44ページにありますとおり、令和4年5月1日から令和4年9月30日までの間の就任依頼が改めてありましたので、45ページに記載のとおり、地方行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定に基づき、兼職の許可についてお諮りするという内容でございます。

以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 これは私が当事者ですので説明しますが、昨年度1年間、何回か、全てリモートですけれども、授業を担当しました。回数で言うと、5、6回ぐらいだったか。対象は、何と教育長を目指す方々に対する授業というふうなことで、教育委員会の部長さ

んだとか、校長先生とか、そういう方たちが対象でしたけれども、忙しいのでやめることにしたんですが、今年どうしても。秋の日曜日の1日だけ神戸に来ていただいて、そこで集中的に数時間話をしてくれればいいということでしたので、それならばということでお引き受けしました。公務に支障はほとんどないと思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

以上です。

ご質問、ご意見等がなければ採決いたします。

議案第12号 教育長の国立大学法人兵庫教育大学客員教授の兼職については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○貝ノ瀬教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 教育長報告

○貝ノ瀬教育長 引き続き、日程第5 教育長報告に入ります。

では、伊藤部長、お願いいたします。

○伊藤教育部長 それでは私から、先月28日に閉会しました令和4年第1回市議会定例会に関しまして、2点ご報告します。

参考資料として、お手元に予算審査特別委員会の審査報告書をお配りしています。左上に三鷹市議会議長のお名前があるものです。ご参照ください。

市議会における予算審査ですけれども、1ページ目の下段に委員会開催日を記載しておりますが、先月の教育委員会定例会で概要をご報告いたしました3月3日の代表質疑、その後、特別委員会が設置されまして、3月10日から土日を挟んで15日まで、5日間市側が出席しての審議がありました。教育費については14日、総括が16日です。

2ページ目をごらんください。「結論」と書いてありますけれども、一般会計につきましては賛成多数で可決されました。3月28日の本会議でも、特別委員会の採決どおり賛成多数で可決されたところです。

3ページをごらんください。「はじめに」とありますけれども、ここは市長の施政方針を踏まえて、市議会として予算審査の重要ポイントと言えるような施策を挙げるところなんですけれども、教育委員会関係では、(6)として、スクール・コミュニティの実現に向けた学校3部制のモデル実施、それからデジタル・シティズンシップ教育の展開などが記載されております。

次に、5ページからは附帯意見となりますが、今回は、教育費に関する附帯意見はありませんでした。

6ページ以降、本会計に対する反対討論、それから賛成討論が記載されております。後ほどごらんいただければと思うんですけれども、教育に関する内容としては、やはりスクール・コミュニティの実現とか学校3部制の議論、こうしたものが賛成、反対においても取り上げられております。いずれも市議会からも注目されている施策でありますので、教育委員会としても、丁寧かつ着実に施策の推進を図る必要があると考えております。

予算審査については、以上です。

次に2点目、これは資料はないんですけれども、市議会で特別委員会が設置されましたのでご報告いたします。定例会の最終日、3月28日ですけれども、国立天文台周辺地域まちづくり検討特別委員会というのが設置されました。委員は8人です。国立天文台周辺地域のまちづくりについては、ご案内のとおり、教育委員会としても重要な課題です。市長部局との連携により取組を進めるとともに、今後は特別委員会が設置されましたので、特別委員会の中で行政報告を行いながら事業を進めていくこととなります。

報告は以上です。

○貝ノ瀬教育長

では、各課の報告に参ります。総務課長。

○宮崎総務課長　それでは、48ページ、49ページをお開きください。48ページは行事の実績等の報告でございます。

3月31日、4月1日のところをごらんいただければと思うんですけれども、人事異動がございました。年度替わりの時期ですので、3月31日付で市職員の退職発令、4月1日付の人事異動等の発令を行っております。発令件数といたしましては、退職発令では、併任の方も含めまして定年退職の方が5名、普通退職の方が2名の計7名でありまして、4月1日の人事発令につきましては、市長の事務部局との人事交流や昇任、それから部内異動などを含めまして、計50名ほどの発令を行っております。

なお、先ほどご紹介がありましたように、本日、人事発令の概要をお配りさせていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

それから、続きまして49ページになりますけど、予定等でございます。まず、東京都市町村教育委員会連合会関係でございますけれども、4月8日に会計監査、それから22日に常任理事会と理事会が開催されます。畑谷委員にご出席をお願いしております。

それから、4月17日には「みたかの教育」が発行されますけれども、富士道委員にコラムの執筆をお願いしております。

それから、報告事項が追加で2点ありまして、一つが補正予算の関係ですが、前回、第3回の定例会で、令和3年度一般会計補正予算見積書に係る臨時代理についてという議案をご承認いただきましたけれども、その経過についてご説明いたします。

3月4日の総務委員会におきまして審査が行われました。川上郡自然の村の運営支援の部分につきましては、利用者を増やすための指定管理者の取組状況に関するご質問がありました。川上村振興公社が教育委員会と協力しながらPR活動を行っているというふうにお答えしておりまして、総務委員会につきましては、原案につきましては全員異議なしという結果でございましたけれども、3月28日の本会議におきましては、賛成多数ということで、反対の方が残念ながら3名おりましたけれども、賛成の方が24名ということでございました。

それから、新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置の解除の関係ですけれども、川上郷自然の村についてです。以前、メールでご案内したところでございますけれども、3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されましたので、3月22日から通常の運

営となりました。利用の実績については、年間の一般の利用者の方の数なんですけれども、令和2年度が1,659名おりましたけれども、令和3年度は2,401名ということで、増加しておるところでございます。

私からは以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 続きまして、教育センター・施設係、田島課長。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 50ページ、51ページをお開きください。

学校施設関係の工事につきましての実績については、50ページに記載のとおり、昨年度予定していた工事は全て完了しているところでございます。

また、令和4年度4月当初の工事予定については、空調設備改修としましては、一小の北校舎、高山小のⅢ期で給食室、それから大規模改修としましては、五小のⅡ期工事、それから北校舎及び体育館になります。あと、二中の北校舎及び体育館です。また、トイレ改修としましては、六小、大沢台小、南浦小を予定しているところでございます。

その他につきましては、記載のとおりでございます。

○貝ノ瀬教育長 では、学務課長。久保田課長。

○久保田学務課長 学務課長の久保田でございます。52、53ページをごらんください。

52ページ、健康診断打合せ会でございます。学校医代表や養護教諭が参加し、4月5日に事前の打合せ会を開催いたしました。今後、6月末までの間で全校で健康診断を実施してまいります。

続きまして、53ページをごらんください。新年度の学級編制について、4月1日現在の速報値を口頭にてご報告いたします。

まず、小学校についてでございます。通常学級の児童数は9,236人、実学級数は292学級となっております。昨年同時期と比較して、児童数は15人の減、学級数は2学級の増となっております。固定制の教育支援学級に在籍する児童数は128人、学級数は18学級となっており、昨年同時期と比較して、児童数は3人の減、学級数は1学級の減となっております。

続きまして、中学校についてご報告をいたします。通常学級の生徒数は3,465人、実学級数が101学級となっております。昨年同時期と比較いたしまして、生徒数は116人の増、学級数は5学級の増となっております。固定制の教育支援学級に在籍する生徒数は81人、学級数は12学級となっており、昨年同時期と比較しまして、生徒数は1人の減、学級数については増減がございません。

通常学級と支援学級を合計いたしますと、4月1日時点における小学校の児童数は9,364人、中学校の生徒数は3,546人。合わせまして1万2,910人となり、昨年同時期と比べ97人の増となっているところでございます。学級編制につきましては、4月7日現在の児童・生徒数で確定となります。7日現在の児童・生徒数に基づく最終的な学級編制の届出は、4月12日までに行う予定となっているところでございます。

私からは以上です。

○貝ノ瀬教育長 総合教育相談室、星野課長、お願いします。

○星野学務課教育支援担当課長 総合教育相談室でございます。54ページ、55ページになります。

実績報告の4月5日までのところで記載がなくて申し訳ございません。1点ご報告いたします。先ほど、令和4年度の事業計画でも触れられましたけれども、小学校の校内通級教室において、昨年度までは5学園に拠点校がございましたけれども、この4月から、中原小学校と羽沢小学校に拠点校を新しく設置しましたので、小学校においては全学園で校内通級教室の拠点校を設置したということになります。4月5日までの実績のところでは、その設置校の準備というところで、先生方と相談をしてどういうものが欲しいというような備品等の調達というようなところで4月から指導が行われるようにということで準備をしまりました。

4月6日から4月30日までの行事予定についてでございます。55ページになります。記載のとおりになりますけれども、先ほど言いました4月28日木曜日に、教育支援学級の運営等指導者研修会というのがございまして、こちらは固定の先生と通級の先生の主任の先生方を集めまして、4月にやらなきゃいけないことであつたりとか、年間を通してこういうことをやっておいたほうがいいのかというものを全員で共通理解した上で、支援学級の指導に生かすというような研修会を実施してまいります。

報告は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 続きまして、指導課。長谷川課長、お願いします。

○長谷川指導課長 指導課の行事実績は56ページ、行事予定は57ページに記載のとおりでございますが、4月4日月曜日には、今年度第1回の定例校長会、そして3年ぶりに新任・転任教職員着任式を開催することができました。委員の皆様にもご臨席いただきまして、誠にありがとうございました。

そして4月6日、本日から全小・中学校で新学期が始まっております。本日は小学校入学式ということで、委員の皆様方にもご臨席をいただきました。改めて御礼を申し上げます。おかげさまでお天気にも恵まれて、よい入学式を迎えることができたと思っております。明日は中学校の入学式がございまして、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

そして、16日土曜日には、延期しておりました探究カンファレンス in 三鷹を第三小学校で実施する予定でございます。ご案内につきましては、既に各委員の皆様方にはお知らせ済みでございますけれども、ご都合がつけばぜひご参観をお願いしたいと思います。

そして、その他といたしまして、この後、令和4年度三鷹市立小・中学校教育課程につきまして、担当の門田指導主事より報告をさせていただきます。

○貝ノ瀬教育長 門田指導主事。

○門田指導課指導主事 それでは、資料にあります令和4年度三鷹市立小・中学校教育課程について、こちらをごらんください。また、机上には、各校の教育課程を取りまとめました、教育課程についてファイルにとじてお渡しさせていただいておりますので、ご確認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

令和4年度の各学校において編成する教育課程につきまして、令和3年12月に市教育委員会において策定した令和4年度教育課程の重点についての方針に基づき、専門的な見地から確認を行いました。指導をしました主な内容としましては、まず、教育目標について、学園・学校の教育目標につきまして、東京都教育委員会、そして三鷹市教育ビジョン2022、そして三鷹市教育委員会の教育目標等との関連、そして学園の教育目標を踏まえた一体感のある学校教育目標の設定ができていくかという点について確認をいたしました。

また、学園の教育目標を達成するための基本方針としまして、学習指導要領における主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、そして社会に開かれた教育課程、カリキュラム・マネジメントの確実な実施ができていくかどうか、三鷹市教育ビジョン2022における人間力、社会力を兼ね備えた子どもの育成が図られているか、そして三鷹のこれからの教育を考える研究会、最終報告にあります個別最適な学びと協働的な学びの実現が図られているかの3点について確認をいたしました。

そして、具体的な重点事項としまして、まず1点目に、学力向上の観点から個別最適な学び、協働的な学びの実現に向けた授業改善を図ることとしております。具体的には、タブレット端末の効果的な活用に向けて、ICT活用能力育成指導計画を作成し、指導の充実を図ることとしました。また、三鷹市学力テスト等の活用に向けて、三鷹GIGAスクール研究開発委員の取組等を参考にしながら、学力向上の取組の推進を図ることといたしました。

2点目に、健全育成、体力向上の点から、法の定義に基づくいじめの認知及びその対応の徹底を図る等のいじめへの対応を図ること、そして登校支援シートを活用した取組やA-Room等の関係機関との連携等の長期欠席、不登校児童・生徒への対応を図ること、そして体力向上に向けた取組の年間指導計画を作成し指導の充実を図る等の体力調査結果等を踏まえた取組を図ることを、健全育成、体力向上の点から確認をいたしました。

そして3点目に、喫緊の教育課題という点から、各学園のCS委員会での熟議を基に、児童・生徒の熟議を進め、三鷹市デジタル・シティズンシップ指針（仮称）を策定する等のデジタル・シティズンシップの趣旨に基づく取組の推進を図ることを確認いたしました。そして、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーを学校の特色ある教育活動として継続を図ること、この点につきましても確認をいたしました。

最後に4点目としまして、学校教育の質の向上のために、教員の働き方改革の推進を図ることを確認いたしました。具体的には、三鷹市立学校における働き方改革プランを踏まえ、拡充した専門スタッフ等や校務支援システムによる在校時間の把握等の仕組みを実効的に活用することにより、教員一人ひとりのウェルビーイングの実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境の整備に努め、三鷹市の学校教育の質の向上を図ってまいります。

本日、机上に配付させていただきました教育課程の本票、こちらのファイルにとじさせていただいておりますそちらの資料のほかに、補助資料としまして、通常学級では23種類、固定学級につきましては4種類、通級の支援学級につきましては6種類、別途ごさい

ます。本票と合わせますと、30種類を超す届けを22校分について確認をいたしまして、誤記載等について修正を行うとともに、以上の視点から各校に指導を行ってまいりました。

私からは以上でございます。

○長谷川指導課長 指導課は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。

では、次、教育政策推進室。松永部長。

○松永総合教育政策担当部長 それでは、58ページ、59ページをごらんください。

実績報告ですけれども、令和3年度の最終回のコミュニティ・スクール委員会を行いました。

59ページ、これからの予定になりますけれども、新年度になってということで、公立学校のPTA連合会の常務理事会、4月13日については、令和3年度のメンバーで行うもの。28日については、新しい令和4年度のメンバーでということで、ここから始まってまいります。

なお、ここに記載はございませんけれども、4月に入って12日をスタートとしまして、新年度のコミュニティ・スクール委員会、各学園で開催されます。今回は、2年任期の中の2年目がここでスタートするという事なので、大きく委員の人たちが替わるというわけではないんですけれども、一部ここで替わられるということがあって、1回目のところでは、委員として任命しますという委嘱状をお渡しする予定になっております。

なお、今日席上配付で「マンガでわかる みたかの教育」というリーフレットを置かせていただきました。

教育委員会の中でも、具体的にコミュニティ・スクールのこととかスクール・コミュニティをどういう形で地域、保護者に向けても周知していくのかということが出たりとか、あと、これからの三鷹の教育を考える研究会の中でも、やはりこういったことをどう皆さんに分かっていただくようにしていくのかといったことの工夫ということでお話をいただいていたところです。

そういった意味で、今回、4月の広報紙「みたかの教育」の中でも、特に三鷹のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育ということを進めてきている中でのことを、改めて用語集のような形で進めるとともに、これからやっていこうというコモンズであったり、学校3部制であったりといったことについても解説の記事を載せさせていただきました。「みたかの教育」の本紙にQRコードがございますけれども、そこで見ていただくと、市のホームページのこの「マンガでわかる みたかの教育」のページに行き着くという形で見ていただけるようにしていきたいということで、印刷物としてはこういう形で出させていただきました。

今回、学園、コミュニティ・スクール編ということで1ページ分、それから裏面が、スクール・コミュニティ編ということで1ページということで作ってみました。こちら、いわゆる権利としては、三鷹市教育委員会で作ることになっておりますので、増刷り等をしていろいろな形で使うことが可能になってくるということで、今日、初めて皆様にお見せしたところでございますけれども、先ほどの理念を伝える難しさというのを改めて

感じたところでございます。書きたいという思いはすごく強かったので、文字がこの倍ぐらいあったのを、何とか意味が通じる中身の中で収めてみました。日頃しゃべっているようなことをこういう言葉で端的に伝えるというのはやっぱり難しいことだなというのを改めて感じながらなんですけれど、見ていただきながら、みたかの教育、一緒にやっぺいこうという方々が増えていくことを目指して、周知をさせていただきながら仲間をつくっていきたいなと思っているところです。

以上です。

○貝ノ瀬教育長 どうもありがとうございました。

図書館ですね。大地さん。

○大地三鷹図書館長 60ページ、61ページをごらんください。

図書館は、基本的に記載のとおりでございますが、予定の4月24日、「みたかとしょかん図書部！」がコロナの影響で活動が制限されておりましたが、今年度は3年ぶりに4月にキックオフミーティングができることになりました。これからまた頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○貝ノ瀬教育長 スポーツと文化部。高松部長。

○高松教育部理事 それでは、スポーツと文化部からご報告させていただきます。資料は62ページ、63ページになります。

初めに、記載はございませんけれども、公共施設の新型コロナウイルスの対応について口頭でご報告申し上げます。1月21日から適用されていましてまん延防止等重点措置でございますが、3月21日をもって解除されたことに伴いまして、開館時間を午後9時まで短縮して運営しておりました施設、具体的には、元気創造プラザの総合スポーツセンター、生涯学習センター、また公会堂等でございますが、通常どおり開館時間を午後10時までとしまして、引き続き感染防止対策を徹底しながら運営をしております。

続きまして、資料の行事関係につきまして、芸術文化と生涯学習の関係について、まず私からご報告いたします。

資料63ページ、4月13日水曜日に、三鷹市芸術文化協会の定期総会が生涯学習センターで行われます。市長、教育長にも来賓としてご臨席いただく予定でございます。

また、4月15日金曜日には、生涯学習審議会・社会教育委員会議の定例会を、同じく生涯学習センターで開催いたします。今回は、今任期中に提出をいただく意見のテーマの決定や、今後の進め方の協議などを行っていただく予定としております。

私からは以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 平山課長。

○平山教育部参事 スポーツ推進課です。実績ですけれども、3月19日にラグビー新リーグの市民招待がございました。こちらは協定を結んでおります東芝が市民300人を招待していただいた試合になります。資料に記載はございませんが、次回、5月1日に味の素スタジアムで東芝戦がございまして、こちらについては、小・中学生を対象に100人招待をとということで今予定をしているところでございます。

また、実績でございますけれども、22日に利用者懇談会を行いまして、ここではスポーツ教室などのソフト事業についてご検討をいただきました。

そして、27日の日曜日、第200回市民歩こう会ということで、コロナ禍でございますので定員20人ということで、17人の参加で歩いたところでございます。

最後に63ページでございますが、4月7日、スポーツ推進委員、こちらはスポーツにあまり関心のない方に運動、スポーツの楽しさを伝える活動をしている職員でございますけれども、新たな任期が開始されますので委嘱をする予定になっております。任期は2年ということで活動いただいております。

説明は以上でございます。

○貝ノ瀬教育長 ありがとうございます。以上で報告は終わりました。委員の皆様、ご質疑をお願いいたします。富士道委員。

○富士道委員 指導課の教育課程届けについてお伺いしたいんですが、二つあります。

1点は、先ほどの説明で、補助資料が大変点数が多いという感じがしたんですが、これは働き方改革をやる上で補助資料も確かに必要なんですが、補助資料の見直しというのは今後されるのかどうか。

もう1点は、授業日数の件で、先ほどの別資料を見せていただきますと、年間授業日数は、標準日数の学校からさらに最大だと5日間ぐら多い学校がございます。この5日間の差というのはどんな背景があるのか、分かれば教えてください。

以上です。

○貝ノ瀬教育長 2点ありました。まず、門田指導主事。

○門田指導課指導主事 まず、1点目の補助資料の見直しにつきましては、今年度も見直しを図りまして減らしましたが、昨今の体力の低下等、またタブレット端末の導入がありまして、減らした分、また新しく増やした分もありますので、再度、今後も見直しを図ってまいりたいと思います。

2点目の授業日数につきましては、標準日数よりも多い学校につきましては、主に土曜日に行事を入れている学校が多くなっております。また、最大の日数になっている学校につきましては、振替のない土曜日授業を実施している学校がありまして、その学校については、授業日数が標準日数よりも多いというような現状でございます。

以上でございます。

○富士道委員 補助資料というのはゼロにはできない大切な資料だと私も思っています。しかし、やはり今の話で、減らしながらまた増えてきたというこういう現状がある中で、作るほうはほんとうに大変苦労して、相当細かなものを学校としては用意しなきゃいけないわけですので、これは働き方改革という視点で見直しを含めながら、ぜひまた検討をお願いしたいという、これは要望です。

もう1点、授業日数についてですが、これは実は国の働き方改革の中でも議論になっていましたけれども、いわゆる標準よりもたくさんやるのが推奨されていた実態があった。例えばインフルエンザとか学級閉鎖、学年閉鎖等を予測して多めに日数をやっておけば大丈夫だろうというそういう中で、標準の日数とか時数よりも大幅にたくさん予定をしてい

た時代があった。しかし、それは決してそういうような状況があっても、つまり、標準日数とか時数より減っても、特に罰則があるわけではないという国も明確なことを出しているわけでありまして、今のお話を聞いていますと、振替がないとか、つまり、これは子どもにとっても教員にとっても、ほんとうに働き方改革の中で果たしてこれだけのもの、多いことがいいのか悪いのかって、大変これは難しいことになりますけれども、たくさんやるからいいということではないわけですので、ぜひこれも含めながら、今後やはり意識改革を含めて検討していただければと思っています。

以上です。

○貝ノ瀬教育長 何かございますか。

○門田指導課指導主事 来年度、検討しながら進めてまいります。

○貝ノ瀬教育長 大事な点ですが、よく指導課の中を中心に議論してもらいたいと思います。なかなかこれも難しいところがあるんですけども、パソコンが普及しましたので、むしろ去年とほとんど変わらないのを出してくるとかというような学校もかつてはあったようですけれども、今はそういうのはないと思いますけれども、よく見てもらっていますのでないと思いますけど。

ただ、学校訪問をすると、学校経営方針というのが、校長先生によっては、自分の前の学校ののをまた新しい学校でそのまま使っているという校長もおりました。指摘しましたが、知らないと思って、覚えてないと思っている。パソコンなどのそういう機器が便利になったものだから、実際、富士道先生がおっしゃるような、苦勞してつくってくれているのならいいんだけど、安直に日にちだけ変えてとか、そういうようなところも見られますので、その辺も含めて指導を、性悪説に立つのはよろしくないですけれども、そういう人もままするので、ご指導をいただく。

それから、標準時数については、これは標準時数ですから最低時数じゃないので、また最高時数でもないもので、ここは校長先生がどういう経営をするかということと密接に絡んでいますので、ゆとりを持たせた場合には、そのゆとりの時間をどのように使っていくのかとかいう、そういうお考えとかビジョンとか、そういうものもお聞きしながらやはり適切に指導していく必要があると思いますよね。ですから、学校は教育委員会の下請機関じゃないので、自主性も尊重しながら、しかし、適切な内容と時間になっているかどうか。これはやはり指導主事さんの高い専門性が要求されますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかの委員さんはいかがですか。

必修になっているんですけども、しかし、時間割に位置づけられない、例えばプログラミング学習とか、こういうものなどは教育課程届出のときにどういうふうにしていますか。門田さん。

○門田指導課指導主事 プログラミング教育につきましては、年間指導計画を作成しまして、補助資料で提出をしてもらっています。

○貝ノ瀬教育長 それは全校ですか。

○門田指導課指導主事 はい。小学校全校です。

○貝ノ瀬教育長 全校でね。そういうふうにして自覚をしてもらわないと、時間割になると、どうしてもやらなくなっちゃうというね。そして全教科で何とかというふうに、これもなかなかされないとかいうふうな傾向がありますから、その辺、指導してもらいたいと思います。

ほかの委員さんはいかがですか。よろしいですか。

それでは、日程第5 教育長報告について、質疑は終わりました。

以上をもちまして、令和4年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

午後5時03分 閉会